

# 森林伐採にともなう土地利用と 土地保有制度の変容

—サバ州の焼畑耕作民パルアン・ムルットの場合—

宮国 淳\*・熊崎 実\*\*

## 失敗に帰した焼畑対策

熱帯林が消失・劣化する主要な一因として、森林を伐開して行われる焼畑耕作の横行が挙げられてきた。この焼畑の拡大を防ぐべく、湿潤熱帯の諸国ではさまざまな対策が講ぜられている。マレーシア・サバ州の場合、山地林の利用に関して州政府がとってきた主な政策は次の3つである。

- ① 原生的な森林の保護や持続的な木材生産を行うため一定区画の森林を保存林（Forest Reserve）として囲い込み、地元民による焼畑利用などをここから排除する。
- ② その一方で保存林以外の転用可能な森林の一部については、地元農民の排他的な使用を認め、申請に応じて土地に対する権利証書（Documentary Title）を交付する。
- ③ 焚畑耕作に替わるものとしてゴムやコーヒー、オイルパームなど永年性の樹木作物の栽培を奨励し、定着型の農業の確立と商品経済への対応を図る。

サバ州政府の公式統計によると、1970年代以降、保存林の面積は大幅に増加し、私有地（権利証書の授与された土地）面積も確実に増えている。また、権利証書の交付が多くなるにつれて樹木作物作付面積の伸長も著しい。その一方で焼畑の広がりを示す陸稲の作付面積は停滞している<sup>1)</sup>。この限りで、伝統的な焼畑対策は功を奏したかに見えるが、実際には成熟した湿潤熱帯林の大径木が伐り出されたあと、不法伐採<sup>2)</sup>や焼畑が入り貧相な二次林や草原に変わって

---

MIYAKUNI, Kiyoshi & KUMAZAKI, Minoru : Changes of Land Use and Land Tenure in Villages of Shifting Cultivators under Logging Operation —A Case Study of the Paluan Murut in Sabah, Malaysia—

\* 元筑波大学大学院農学研究科, \*\* 元筑波大学農林学系

いるところが多い。保存林で持続可能な林業経営を確立するという政策目標は今や果たせぬ夢になっている。土地権利証書の交付や永年性換金作物の導入にしても、山地での焼畑耕作の抑止にはほとんどつながっていない。むしろ商業伐採の開始とともに、伝統的な焼畑耕作民の社会は貨幣経済に巻き込まれ、自らの収入確保に大わらわである。こうした状況のなかで地元住民による森林の実質的な囲いこみ（個別保有）がなし崩し的に進展し、また外部の個人や会社によって掌握される土地も増えてきた。これは一面で州政府の無策によるものだが、商業伐採後の「森林管理の空白」が続くなかで土地保有が流動化し、当初の政策シナリオにはなかった新しい枠組みが形成されつつあると見ることもできよう（宮国 1999）。

本稿の目的は、サバ州中央部に居住する焼畑耕作民パルアン・ムルットの三つの村（Kampung, Kg. と略記）を対象にして、1970年代以降における州政府の政策や森林開発が彼らの森林利用と土地保有制度にどのような変化をもたらしたかを明らかにすることである。1996年から98年のあいだに数か月ずつそぞれの村に滞在して、村内の全世帯の土地利用の状況と行動様式を詳しく調べ、伝統的な焼畑対策が破綻するプロセスを検証した。

### パルアン・ムルットの土地保有と土地区分の進展

パルアン・ムルット（Paluan Murut）は、高地に住むムルットで先住民に分類されている。つまり植民地時代の始まる前からサバに居住していた民族グループの1つであって、生業としては焼畑でキャッサバと陸稻をつくり、狩猟で動物性の蛋白を補っていた。首狩の習慣が残っていたころには、多くの世帯が集まってロングハウスに居住していたという。

今回の調査した3つの村、Kg. KL, Kg. BN および Kg. ML（それぞれ仮名）

<sup>1)</sup> 保存林面積は 10,632 km<sup>2</sup> (1960年) から 35,945 km<sup>2</sup> (1995年) に、権利証書の授与された土地面積は、3,379 km<sup>2</sup> (1960年) から 13,647 km<sup>2</sup> (1995年) に拡大している。主要な樹木作物（ゴム、カカオ、ココナッツ、オイルパーム）作付面積は、2,036 km<sup>2</sup> (1970年) から 9,168 km<sup>2</sup> へ拡大している一方、陸稻作付け面積は 109 km<sup>2</sup> (1970年) から 116 km<sup>2</sup> (1995年) と停滞している。

<sup>2)</sup> MARSH & GAIT (1988) など、森林の違法伐採について述べられた論文はあるが、地元住民との関係については述べられてこなかった。GONZALES, et al. (1988) は、ムルットの社会・経済的調査を行い、木材関連（伐採キャンプや製材所での労働）からの所得が非常に重要であることを指摘している。また、自分のチェンソーを用いて伐採を行う者もいたことを記述している。しかし、それ以上のことについては述べられていない。

は、Keningau 区の Dalit 郡に所在し、それぞれが K 川（仮名）の上流・中流・下流にそって位置している。図 1 には調査地周辺のおおよそ 30 km 四方がとられていて、各村のおおよその位置が示されている。歴史的にみると村の位置は固定したものではなく、合併や分離を繰り返しながら少しづつ動いてきたようだ

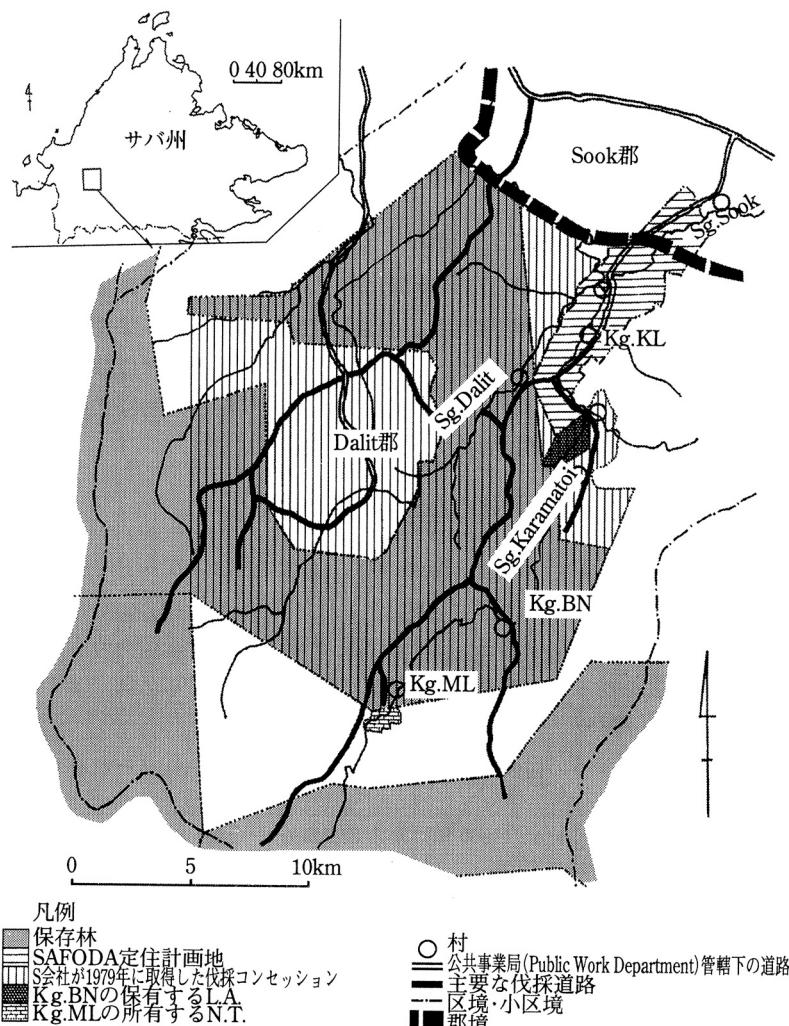


図 1 調査地周辺図

出所：S会社のコンセッション図、地形図、土地調査局からの様々な情報、HASHIM (1995)。

が、各村の先祖はイギリス植民地支配以前には既にこの地域に居住していた。

土地保有制度について言えば、もともとパルアン・ムルットの社会には、土地を個別に保有する習慣はなかった。焼畑地は耕作しているときにのみ占有されるものであり、作物の収穫が終わって二次林になれば誰が利用してもよかつたのである。また明確な村の境界も存在せず、村で規則を決めて共同で管理するような共有の森林もなかった。森林資源が豊富で、人々の自由な利用にゆだねても問題が起らなかつたのであろう。

大きな変化が生じるのは 70 年代後半になってからである。まず 1979 年にこの地域でも森林法に則って保存林が設定された。図 1 に示されているように、人家の比較的少ない場所のほとんどが木材生産用の保存林に指定された。このほかの土地区分としては、政府保留地、譲渡地（私有地）などがあり、いずれにも含まれない未分類の土地は州有地（State land）と呼ばれている。州有地では、ある程度の土地利用が許されていて、自給用の林産物採取や、二次林での焼畑は可能である。また州有地であれば先住民に対してのみ与えられる N.T. (Native Title) が申請できる。この N.T. は 1 人につき最大 15 エーカー（1995 年からは 50 エーカー）という制限はあるが、法的には土地所有権に近く、他の所有カテゴリーに転換して非先住民に売却することも可能である。ただし N.T. を申請しても獲得までに長い時間を要するため、申請中のものには L.A. (Land Application) という暫定的なタイトルを与え、政府の農業助成でもこの点が考慮されることになっている。

保存林内にある Kg. BN では、村単位で指定される先住民保留地（Native Reserve）の申請を行い、村の居住地からかなり離れた保存林の外にそのための L.A. を取得した（1979）。また Kg. ML の住民は村の南に N.T. を所有しているが（1992 年獲得）、その東西の土地は外部の個人・会社により取得されている。さらに一部の地元住民は、オイルパームの作付けを計画する中国系の会社に自分たちの N.T. を売ってしまった。この例が示すように外部の個人や会社による土地取得も盛んになっている。

Kg. KL は、サバ州林業開発公社（SAFODA）が 1984 年に開始した定住事業地の中にある村である。約 2,100 ha の政府保留地で早生樹の人工林が造成され、参加農民は事業地内に移住してこの植林事業に雇用されてきた。各世帯には Lot Agro と呼ばれる耕作地（1 人あたり 7 エーカー）が与えられている（現在のところまだ L.A. のまま）。しかし天然林資源の減少を見込んで開始されたこの事業も、経済事業として回転するまでには至らず、1996 年に雇用が打ち切

られた。これまでに植えられたマンギウム・アカシアの造林地は参加農民に 15 エーカーずつ配分されている。この土地にも N.T. が与えられる予定である（現在は L.A.）。

### 森林伐採の影響

保存林が設定されたとしても、地元利用の排除が厳格に行われたわけではなく、住民たちはおおむね旧来通りの利用を続けていた。ところが保存林の設置と時を同じくして州政府は S 会社（仮名）に森林開発のライセンスを発給した（1979 年）。やがて林道が奥地まで伸びて伐採が急速に進む。法律上は収穫の持続性と更新の確保が義務づけられているが、これが実行された形跡はほとんどない。伐採できる大径木がなくなり、この会社は 1994 年に引き上げてしまった。

さらに、80 年代半ば以降、別の中国系マレーシア人の会社がこの地域に入り込み、残されていた小径の丸太などを伐り出して製材所に販売するようになっただ。これは正規の認可を得た事業ではなく、図 2 にあるように地元のブローカーを介して行われる。ブローカーの役割は価値ある樹木を探し出すこと、周辺村の住民を説得して木材の伐出に同意させることである。ここで注目すべきことは、住民たちがそれぞれ一定の土地区画について自らの権利を主張し、そこから出材される木材については補償金（一種のロイヤリティ）を受け取っていることだ。N.T. や L.A. が既に授与されているのであればともかく、保存林内の土地までがその対象になっている。

木材が金になることを知った村びとたちは、保存林・州有地の区分とは関係なく、自分たちの村やその周辺の土地について自らの権利を主張するようになった。彼らが望んでいるのは村などを単位とする集合的な保有ではない。あくまで森林を各人に分割したうえでの個別保有であり、ロイヤリティの支払も個人に対して行われる。伐採業者がこの要求に応じているのは、彼ら自身当局のライセンスをもたなかつたり、伐採に際して遵守すべき条件を守っていないからである。地元民を怒らせると警察に通報される可能性もあるし、木材の伐り出しを物理的に妨害されることもある。S 会社も 80 年代半ばから補償金を支払っているが、それは個人に対してではなく、一種の迷惑料として周辺の 14 の村に対し一括して銀行口座に払い込んでおり、森林分割の誘因にはならなかった。

地元の住民はロイヤリティのみならず、伐採労働者として働き、所得を得るようになった。ここで三つの村について年間の収入を見てみよう（表 1）。伐採

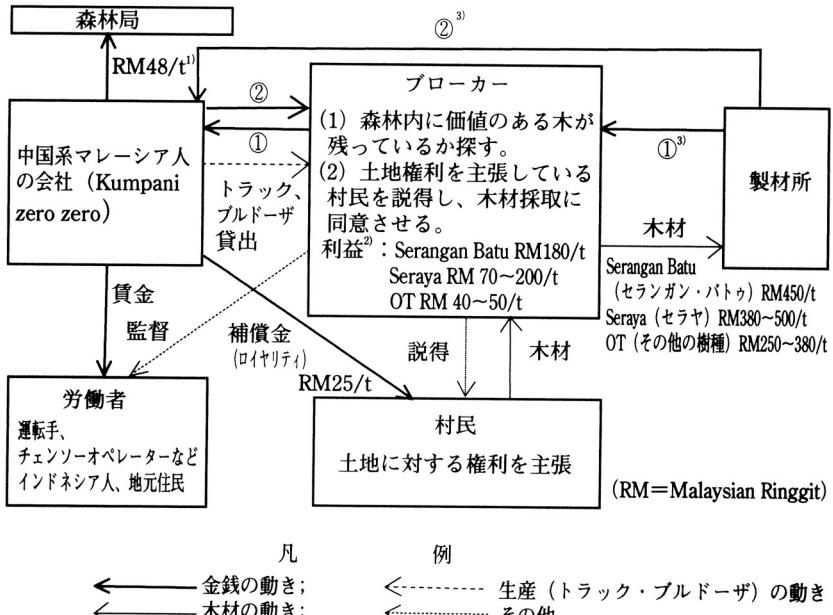


図 2 森林の商業伐採從事者の組織図

出所: Kg. KL 住民のプローカーからの聞き取りによる。

注: 1996 年時点での図中の数値はおおよそのもの。場合によってはこれらと異なることが多い。

1) この会社はフォーム IIB ライセンスの土地で合法的な伐採を行っていたが、他のライセンスの無い場所でも操業していた。全く合法的な伐採を行っていない会社は森林局にロイヤリティなどを支払うこともないであろう。

2) 利益とは、プローカーにとっての利益のことである。

3) プローカーが製材所から代金を受け取ってその後会社に受け渡す(①)のか、会社が製材所から代金を受け取りプローカーに賃金を渡す(②)のかはっきりとはわからなかった。おそらく②の方が正しいであろうが、正確なデータは得られなかった。

会社からのロイヤリティを得た世帯は 86 戸中 28 戸に達し、総収入に占める比率でも 22% になっている。以前はこの収入がもっと大きかった。また伐採会社や林業公社から支払われる賃金、給与、諸手当の収入が全体の 42% もあり、このほか木材を伐採・販売して得た収入が 12% ある。このように林業関連のものが総収入の 75% を占める反面、ゴム、コーヒー、果物、畜産物、森林副産物

表1 各村における収入源と収入額

収入源	各収入源から収入を得た世帯数 <sup>1)</sup>	収入額の合計 <sup>1)</sup> (RM)	収入額各部門合計 (RM)
商業的農業からの収入	ゴム	24 (27.9)	24,807 (4.9)
	コーヒー	12 (14.0)	12,296 (2.4) 39,036 (7.7)
	その他農作物 <sup>2)</sup>	13 (15.1)	1,933 (0.4)
その他産物販売からの収入	森林産物 <sup>3)</sup>	5 (5.8)	535 (0.1)
	家畜・その他動物 <sup>4)</sup>	24 (27.9)	8,020 (1.6) 8,701 (1.7)
	魚	3 (3.5)	146 (0.0)
森林伐採からの所得	伐採会社からの賃金	20 (23.3)	81,098 (16.0)
	伐採会社からのロイヤリティ	28 (32.6)	122,030 (24.0) 266,728 (52.5)
	その他森林伐採による所得 <sup>5)</sup>	2 (2.3)	63,600 (12.5)
その他賃金・手当	SAFODAからの賃金・手当	4 (4.7)	38,889 (7.6) 130,440 (25.7)
	その他給料・手当 <sup>6)</sup>	4 (4.7)	91,551 (18.0)
その他	売店	4 (4.7)	26,830 (5.3)
	ミニバス	3 (3.5)	28,800 (5.7) 63,498 (12.5)
	その他 <sup>7)</sup>	6 (7.0)	7,868 (1.5)
合 計	86 (100.0)	508,403 (100.0)	508,403 (100.0)

注：<sup>1)</sup> Kg. KL の 1995 年 (12か月), Kg. BN の 1996 年 1 月～11 月, Kg. ML の 1996 年 (12か月) のデータを合計したもの。ただし、括弧内は割合 (%)

<sup>2)</sup> その他農作物は、ゴム、コーヒー以外の農産物のことである（果物、ショウガ、トウモロコシ、バナナ、パイナップル、カカオ、米、キャッサバの葉を含む）。

<sup>3)</sup> 森林産物とは、ラタン、タケノコ、野生のドリアンを含む。

<sup>4)</sup> 家畜・その他動物は、家畜および狩猟によって得た動物を指す。

<sup>5)</sup> その他森林伐採による所得とは、ブローカーが得る収入とブリアン (=ボルネオ鉄木 *Eusideroxylon zwageri*) 伐採・販売を含む。

<sup>6)</sup> その他給料・手当とは、村長の手当、教師の給料などのこと。

<sup>7)</sup> その他は、貧困世帯などに対する政府補助金、ゴム園を売却した代金 (Kg. BN), 酒の販売などを含む。

などの産物収入は全部合わせても 10% にならない。森林伐採への依存度の大きさが知れよう。

パルアン・ムルットの伝統社会では、貨幣の使用はごく限られていて、日常生活ではほとんど使われなかった。森林伐採の開始とともに貨幣経済化が一挙に進む。チェンソー、ライフル、自家用車・バンなどを所有する世帯がかなり出ている(表2)。キャッサバ中心の食生活は米中心になり、米を外部から購入するケースが増えた。また焼畑にはゴムやコーヒーなどの換金作物が植えられ

る一方で、除草剤やチェンソーの使用、焼畑における共同作業後の飲食などのために、現金の支出が必要になってきた。さらに森林内の動物が激減したため肉や魚の購入が増え、同時に野生の果物も少なくなった。交通手段の面では徒歩からミニバスに代わっている。こうした現金支出をまかなうため、村の住民の多くは賃仕事に出なければならなくなってしまった。

### 土地保有の相互承認

土地を排他的に保有しようという意識が高まるにつれて、土地の帰属をめぐる村どうし、住民どうしの争いが表面化するのは当然のことである。外部の個人や会社が広大な土地を取得するのを見て、不安を抱いた地元住民は土地に対する各自の権利をより強固にしようと、N.T.の申請を繰り返してきた。各人が勝手に申請しているわけではない。村人たちが集まって、対象となる森林を地図の上で15エーカー程度のブロックに分割し、各人に割り当てるのである。これは世帯ではなく、個人が対象になるため、同居家族はもとより別居者の名義まで動員されることがある。

もちろんこのように申請しても承認されるまでに時間がかかるし、書類の不備で突き返されることも少なくない。本来、保存林内でのN.T.・L.A.獲得は法的に無理なのである。しかし、たとえL.A.やN.T.が交付されなくとも、村長の調整のもとに申請したものであれば、村の中ではあたかも土地の権利があるかのように扱われる。つまり法律の規定とは別に、土地の帰属についての社会的な合意が形成されているのである。これは、地元に何の相談もなく一片の文書で示達された保存林の境界とは比較にならないほどの重みがある。

また、サバ州の土地令によると、州有地において3年以上継続して土地を占有すれば永久的で持続可能な土地の利用・占有権が取得できると明記されてい

表2 耐久消費財その他の所有状況

品 名	所有している世帯数
チェンソー	37 ( 43.0)
ライフル	13 ( 15.1)
自家用車・バン	16 ( 18.6)
オートバイ	9 ( 10.5)
自転車	11 ( 12.8)
テレビ	33 ( 38.4)
ラジオ (ラジオカセット)	61 ( 70.9)
ソーラー発電器	4 ( 4.7)
合 計	86 (100.0)

注: Kg. KL の 1995 年、Kg. BN, Kg. ML の 1996 年のデータを集計したもの。括弧内は全世帯に占める割合 (%)

表 3 植栽された樹木作物の分布と土地区分 (Kg. KL) (全 21 世帯)

土 地 区 分	樹木作物を植栽した世帯数 <sup>2)</sup>		
	ゴ ム	コ ヒ 一	その他の果樹
SAFODA Lot Agro	6 <sup>3)</sup>	6	11
SAFODA 内の土地 <sup>1)</sup>	1	3	5
州有地	1		2
Mandalom 保存林	2	1	5
その他 N.T. や L.A. のある土地	2	1	3

注: <sup>1)</sup> Lot Agro, 宅地を除く SAFODA の土地

<sup>2)</sup> これらの数値は、1995～96 の焼畑で混植された樹木作物およびそれ以前に既に植えられていた樹木作物を対象にしている。

<sup>3)</sup> 1 つの Lot Agro には、SAFODA 定住計画開始以前に既にその Lot Agro 保有者の父がゴムを植栽していた。その息子はそのゴムを伐採し、売却してしまった。しかし、まだ数本ほどゴムが残っていたので表に加えた。

る。樹木栽培にはこの権利を主張するのに最適な土地利用であり、村の住民の間にも州有地のみでなく、保存林内でさえ樹木を植えれば土地の権利を獲得できるという考えが根強く残っている。保存林の中にある Kg. BN は、周辺保存林のほぼ全域を個人に分割しているが、その権利を強化するために樹木を植えるケースがある。さらに Kg. KL や Kg. ML で居住地周辺に残存していたオープン・アクセスの二次林や藪でも、そこに樹木作物が植えられたことで周辺の土地に対する植栽者の権利が強められるようになった。ゴムやコーヒーなど樹木作物の植栽は将来の収入のためだけではなく、明らかに土地確保の手段という一面がある。

また、住居の移動が減って定着の傾向が強まったために、家屋周辺の土地に対しても各世帯が排他的な権利を主張するようになっている。

### 土地の個別保有と土地利用

調査地域では樹木作物がさまざまな土地に植えられている。Kg. KL では SAFODA が各戸に支給した Lot Agro だけでなく、保存林や州有地にもゴムやコーヒー、その他の果樹が植えられている(表 3)。これらの場所は過去に N.T. を申請して拒絶されたところが多い。また Kg. BN や Kg. ML の周辺でも保存林の中にゴムが相当植えられている(図 3)。許可された土地があってもそれが遠ければ、近くの保存林が対象になる。村全体が保存林内にある Kg. BN でゴム栽培がもっとも盛んに行われているというのも皮肉な現象と言うほかはない。

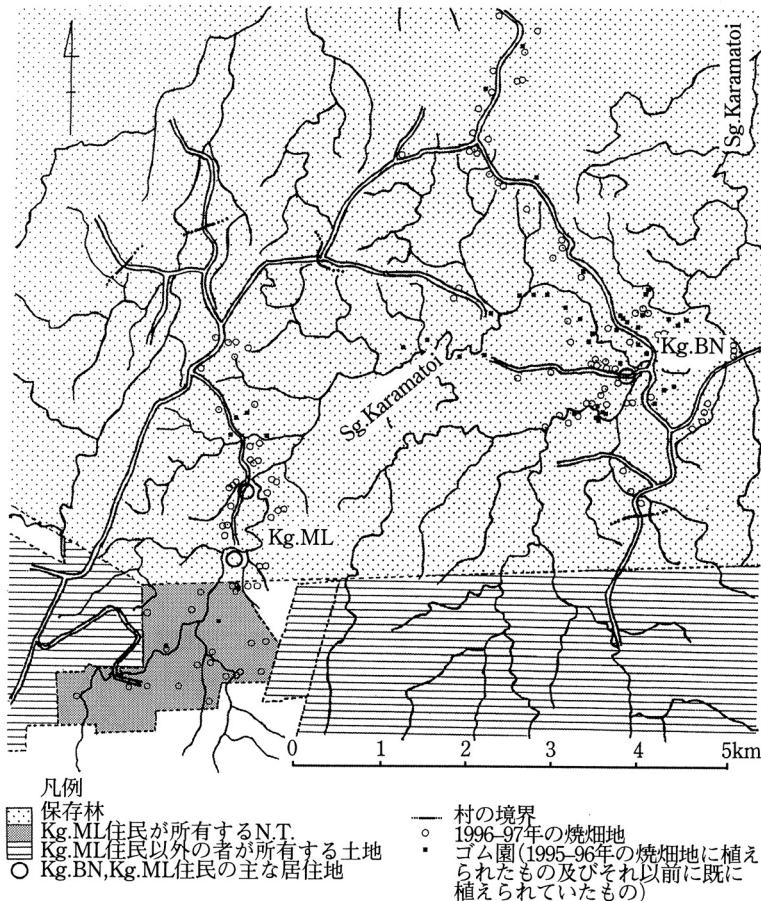


図 3 Kg. BN, Kg. ML周辺の土地区分と土地利用の状況

出所：S会社のコンセッション図、村の住民によるN.T.申請の書類に添付された地図、地形図、土地調査局からの様々な情報、GPS（グローバル・ポジショニング・システム）からのデータ。

い。前に触れたように、Kg. MLでは住民のもつN.T.が中国系の会社に売却されたが（図3）、売られたのは比較的利用されていない土地である。N.T.を売却する一方で保存林内にゴム、コーヒー、その他の樹木作物を栽培している。

以上のように、土地権利証書があるからといって、永年作物の栽培が促進されるわけではない。権利証書がなくてもL.A.があれば、政府の助成が受けられ

表4 焼畑地の土地保有 (Kg. BN, Kg. ML) (1996~97年のデータ)

誰の土地で焼畑を行ったか (土地保有者との間柄)	Kg. BN			Kg. ML		
	同世帯	別世帯	合計	同世帯	別世帯	合計
自分または配偶者の土地	48		48	16		16
父の土地	1	1	2		1	1
息子の土地	2		2	1		1
兄弟姉妹の土地		2	2			
義理の父の土地	1	2	3			
その他の者の土地		8	8		1	1 <sup>1)</sup>
オープン・アクセスの土地				—	—	6
合 計	52	13	65	—	—	25 <sup>2)</sup>

注: <sup>1)</sup> この土地の帰属に関して意見の不一致があった。焼畑耕作者は村の土地、同じ場所で焼畑を拓いた隣の世帯者は、自分の土地であると述べていた。

<sup>2)</sup> Kg. ML にはキャッサバのみの焼畑地が保存林内に2つあったがこの表には含まれていない。この2つの焼畑地では樹木作物は植えられなかった。

るし、また政府の助成がなくとも村の住民たちが自分で苗木を調達して焼畑地に植栽している。

焼畑との関係で言えば、換金樹木作物の導入が焼畑の面積を減少させているわけではない。調査の結果明らかになったのは、商業的農業に力を入れている世帯は、焼畑面積をも広くするということであった。焼畑を開かない世帯は農業からの収入もなく、もっぱら外部への雇用に依存していた。商業的農業が焼畑に代替するというより、農業に熱心な世帯とそうでない世帯とに分化する傾向がある。また今回の調査で見る限り、土地権利証書の有無が焼畑耕作における一回あたりの伐開面積や休閑期の長さに影響しているという確証は得られなかった。

焼畑耕作の場合も、住民間で合意された各自の保有地で実行されるとは限らない。焼畑のための土地の貸し借りは頻繁になされている。Kg. BN と Kg. ML 周辺の焼畑について土地保有との関係を見ると(表4)、親族や他の世帯の保有地を使っている例がかなりある。他人の保有地を借りるのは、居住地の近くに適当な場所がないか、土地保有者と共同して作業を行う場合である。複数の焼畑地に隣接して伐開すれば雀の害が少なくなるという意味合いもある。そして焼畑目的の借地であれば地代の支払が要らない。なお他人の土地での狩猟採集も許されている。

いずれにしても、土地の個別保有は短期的・自給的な生産活動に対しては強

く働かない。むしろ長期的な占有あるいは現金収入を伴う諸活動、例えば伐採会社からロイヤリティをとるとか、換金樹木作物を栽培するといった場合に問題になってくる。貨幣経済の浸透がもたらした制度の変化とも言えるだろう。

## むすび

調査対象地周辺ではこの4半世紀ほどの間に、成熟した森林が伐り尽くされ、貧相な二次林や無立木地が広がることになった。保存林も州有地と区別できないほどに劣化している。一度は州政府がすべての森林を所管し、その利用をコントロールできるかに見えたが、大々的な商業伐採が始まるやいなや、無秩序な伐採を制御することができず、荒れるにまかせるという最悪の事態を招いた。森林管理の中核であるはずの保存林のシステムもすっかり形骸化している。価値のある樹木がなくなり、人工林造成の国家プロジェクトも破綻しつつある今、州政府の森林への関心そのものが急速に薄らいでいるかに見える。

そのような状況のなかで、地元の人たちが土地に対する自分たちの権利を主張するようになった。彼らは政府指定の保存林でさえ細かく区画して各自の持ち分を決め、木材を伐り出す業者からはロイヤリティを徴収するありさまである。むろんこれは違法な行為だが、今のところ咎められてもらいない。彼らの主張にも一理あるからである。天然林を伐採した際のロイヤリティの徴収権が州政府にあるのに、なぜ彼らにないのか。古くから森で生活してきた先住民がその森に何の権利も持たないというのはむしろ不自然である。村の住民たちの了解のもとに成立した「山割り」は、州政府が地図に落とした保存林などの境界線よりもはるかに重要な意味を持つようになった。この多くはいずれ公式に公認され、それが今後の土地保有・森林利用のあり方を決める重要な要因になるだろう。

しかしこれによって安定した土地保有制度が確立するとは思えない。ごく近い将来に地域の木材資源が枯渇するのは自明である。森林資源が枯渇することで、業者からのロイヤリティはもとより、伐採関連の賃金収入などが激減する。確保した保有地からの農業収入でこの落ち込みをカバーするのは容易なことはなかろう。サバ州内陸部の焼畑地帯で農林業生産を軸にして家族経営を成立させるには多くの困難が予想されるからである。貨幣経済に深く巻き込まれたパルアン・ムルットの人々はもはや一昔前の自給的な焼畑耕作に戻るわけにもいかず、当面は賃稼ぎをするか、地元に仕事がなければ町に下りていくことになるだろう。となれば、確保した所有地のかなりの部分が手放されることにな

る。先住民として土地の権利を要求したものの、それが認められることで売買が容易になり、土地の外部流出がかえって促進されるという皮肉な結果が見え始めている。

〔引用文献〕 GONZALES, M., De GROOF, A., NOLTEN, M. & ROTMENSEN, G.J. (1988) Shifting cultivation of the Murut in Sabah, Malaysia. A socio-economic and physical study in 7 selected villages in Mukim Nabawan. Department of Geography of Developing Countries. Geographical Institute. Netherlands HASHIM, A. (1995) Faktor-faktor yang menentukan kejayaan atau kemunduran Sekim Penempatan Karamatoi. Research for diploma in Faculty of Administration and Law in ITM, Sabah MARSH, C. & GAIT, B. (1988) Effects of logging on rural communities : A comparative study of two villages in Ulu Kinabatangan. Sabah Society Journal 8 (4) : 394～501 宮国 淳 (1999)『サバ州における森林開発と地域社会—焼畑耕作民・パルアン・ムルットの土地保有制度の変化を中心に—』筑波大学博士号取得論文

#### 図書紹介

◎未来のためのチーク (KASHIO, M. & K. WHITE, ed. 1998. Teak for the Future : Proceedings of the Second Regional Seminar on Teak. 29 May～3 June, 1995, Yangon, Myanmar, TEAKNET Publication No. 1, RAPA Publication : 1998/5, 249 pp.)

東南アジア原産のチークは、組織的な管理について長い伝統をもっている。ミャンマーでは、近代の森林管理システムはおよそ 140 年前にチークをもって開始され、それからの約 40 年にわたって、そのシステムはインドおよびタイに広められたという。このような事情を背景にして、第 1 回のチークセミナーが 1991 年 3 月に中国の Guangzhou (広州) で開催されたが、それから 4 年を経過した 1995 年、11 か国からの 45 名が参加して、ミャンマーのヤンゴンで第 2 回が開かれた。第 1 回セミナーの成果の一つは、チークについての地域ネットワーク、TEAKNET で、これは当時 RAPA におられ、不慮の事故に遭われた故 Dr. Rao の発意によるものであったという。ここで紹介する第 2 回のプロシーディングズは、討議の記録、主題論文、国別プロフィル、TEAKNET 紹介の 4 部からなり、第 2 部には天然林管理、人工林の管理、売買と市場のヘッディングのもとに 10 篇の報文が掲載されており、第 3 部ではブータン、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、タイ、ヴィエトナムの各国におけるチーク人工林あるいは天然林の施業、資源状況などが紹介されている。また、本書の巻末には、第 1 回セミナーの要約も添えられている。なお、TEAKNET 事務局はミャンマーの林業省森林局におかれている。

(浅川澄彦)